

## 平成28年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ① 措置を講じたもの
- ② 今後の措置方針を決定したもの
- ③ 措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの
- ④ 客観的理由により措置できないもの
- ⑤ 関係部局等と協議・調整を要するもの
- ⑥ その他

番号 業務・事業名 (頁数)	監査の結果および意見(要旨)	区分	措置内容及び改善方針
<b>個別事項1: ごみ収集運搬 業務 (P27)</b>	<b>意見</b> <b>契約業者の選定方法について</b> 市は、ごみ収集運搬業務について、指名競争入札により業者と契約を行っている。 指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできないこと」を挙げ、その性質が一般競争入札に適さないとしている。しかし、同様に許可を必要とする産業廃棄物処理業務については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定しており、「許可業者でないと行	①	(子ども育成課) 平成29年度ごみ収集運搬業務（山陽・勝山）の執行伺に、次のとおり具体的に明記しました。  契約方法 環境部の「指名業者決定通知書」の3企業体による指名競争入札 (地方自治法施行令第167条第1項第1号) 一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に

	<p>うことができない業務である」ということのみでは、指名競争入札とする理由として不十分と考えられる。</p> <p>一般廃棄物の処理については、平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかなように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃棄物の収集運搬業務の委託について、「下関市一般廃棄物(ごみ)収集・運搬業務共同企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、業の許可を得ている複数の事業者の間で結成された共同企業体により一般廃棄物の収集運搬業務委託を行うこととしている。</p> <p>したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は許可業者でないとできず、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。</p>		<p>関する法律（昭和 44 年法律第 137 号）に基づき、その処理全体についての統括的な責任を市町村が有しております、また、平成 26 年 1 月 26 日の最高裁判決においても、「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき事業とは位置付けられていないものといえる」とされていることからも、当該契約に関しては、その性質又は目的が一般競争入札に適さないことが明らかであるため。</p>
個別事項2: 保育園及びこども園環境管理・ 保全業務 (P29)	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約業者の選定方法について</b></p> <p>市は、保育園及びこども園環境管理・保全・補助業務について、随意契約により業者と契約を行っている。</p> <p>随意契約とした理由として、「即座に多数の園に多数の人員を配置する業務に着手しなくてはならないこと」、「即</p>	①	<p>(こども育成課)</p> <p>平成 29 年度の当該業務の実施にあたっては、業者選定の理由、業務委託の必要性、コスト面から、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿(登録業者)の再調査を行ないました。その結果、外勤と内勤の混在した当該業務を受託できる業者は市内に 1 者しかおらず、また、外勤と内勤を別</p>

	<p>座に多数の雇用者を確保できること」、「業務上知りえた秘密の保持が求められること」、「第三者に与えた損害に対する補償が発生する可能性があること」を挙げ、その性質が競争入札に適さないとしている。確かに、当該業務は保育園又はこども園で実施されるもので、業務上知りえた秘密が流出したことにより、そこに通う子どもたちが何らかの被害に遭うということも考えられ、契約の相手先の選定については慎重な検討、判断が求められる。しかし、雇用者の確保などの条件を満たし、過去の実績等から、秘密の保持等も含め業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。</p> <p>そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうかの検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。</p>		<p>発注した場合、コストが割高となるため、随意契約が最も有利であると判断しました。</p> <p>なお、執行中の随意契約理由を次のとおりとしました。</p> <p>(契約方法) 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>当該業務は、児童が快適に過ごすことができる環境を整備するとともに、保育士や保育教諭を保育に専念させるために、園舎の清掃等の内勤業務や施設周辺の草刈等の外勤業務を委託するものであるが、保育施設という特殊性から、園児の安全や衛生の維持、秘密の保持等を確保しつつ、多種多様な業務に対応できるだけの信頼とノウハウを必要とし、その性質上、競争入札には適しない業務であるため。</p>
個別事項3: 保育園等機械 警備業務 (P32)	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約業者の選定方法について</b></p> <p>市は、市立の各保育園等の機械警備業務委託として、「下関市立双葉保育園、下関市立黒井保育園機械警備業務委託(以下、「双葉保育園等業務委託」という)」、「豊田西保育園・西市こども園・豊田下こども園機械警備業務委託(以下、「豊田西保育園等業務委託」という)」、及び「豊浦地区幼保一体化施設機械警備業務委託(以下、「豊浦地区業務委託」という)」の3つの委託契約を締結している。そのうち、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田</p>	②	<p>(こども育成課) (豊浦総合支所市民生活課)</p> <p>次回の平成31年度契約分から契約方法を見直し、条件付き一般競争入札による契約に改めます。</p>

	<p>「西保育園等業務委託」については、指名競争入札による契約業者選定を行っているが、「豊浦地区業務委託」については、条件付き一般競争入札により契約業者を選定している。</p> <p>「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」で指名競争入札を採用した理由として、警備に関する専門的知識並びに安定した組織運営が必要で、専門業者でなければ業務を行えないことを挙げているものの、上記の3つの契約については、契約内容も概ね同一のものであり、「双葉保育園等業務委託」及び「豊田西保育園等業務委託」について指名競争入札とすべき特別な要因は見当たらない。</p> <p>指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。</p>		
個別事項4: 一時預かり事業 (P52)	<p><b>指摘</b></p> <p><b>利用者負担について</b></p> <p>市では、一時預かりの利用日及び利用時間数に応じて利用料を定めている。市と同様に中核市に該当し、保育所やこども園の利用児童数が近似している他市(図表3-II-1-7 中核市 利用児童数 参照)や山口県内の他市の中には、以下のように利用日や利用時間数以外の項目を利用料算定の基準としている市もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢区分に応じて利用料を設定している。(岐阜市、柏市、高槻市)</li> <li>・1時間当たりの利用料を設定している。(高槻市)</li> </ul>	(③)	<p>(こども育成課)</p> <p>一時預かり事業については利用希望も多く、現在のところ需要に対して必ずしも十分な提供が行えていない状況ですが、不定期な就労や冠婚葬祭、レスパイトなど、様々な理由で利用できる弾力的な制度であり、理由に関する詳細な書類の提出などは求めていないため、減免することにより、本来の趣旨を超えて必要以上の利用が行われる事態も想定されます。</p> <p>保育園等の保育料が無料であることなどに鑑みて、被保護世帯等に係る一時預かりの利用料を減免している</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日当たりの利用料の他、別途延長保育料を設定している。(豊中市)</li> <li>・生活保護法による被保護世帯等に該当する場合は利用料が免除又は減額となる。(岐阜市、山口市、光市)</li> </ul> <p>現在、市の要綱では、1時間当たりの利用料設定や、生活保護法による被保護世帯等に該当する場合の利用料の免除等は定められていないが、保護者にとって、より利用しやすい事業となるために、利用者負担について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。</p>		<p>自治体があることは把握していますが、当該事業の目的にそった適切な利用が行われるよう、他の自治体の状況等も参考にしながら、慎重な検討を行いたいと考えています。</p>
個別事項5: 私立保育施設運営費補助事業(P54)	<p><b>指摘</b></p> <p><b>補助金の対象について</b></p> <p>「下関市私立保育施設運営費補助金交付要綱」において、補助対象は入所児童の処遇の向上及び施設運営の健全化を図るために行う事業に要する経費とされており、その具体的な内容については特段の定めはない。また、補助金交付申請書に添付される収支予算書では、事業に要する経費として人件費などの項目が記載されているのみであり、当該経費が補助事業に要する経費として適当であるのかどうかの判断が難しい。</p> <p>補助金の交付決定においては、申請内容を審査する必要があり、その判断の公平性、公正性を担保するためには、補助金交付要綱において補助対象となる範囲を明確化すべきであったと考える。</p> <p>なお、当該事業は平成27年度をもって廃止されている。</p>	⑥	<p>(こども育成課)</p> <p>廃止済みであるため、当該補助金について特段の対応はありませんが、今後同様の補助金を創設する際には、補助対象の範囲を明確にするなど適切な交付決定に努めます。</p>

<p><b>個別事項6:</b>  <b>放課後児童健 全育成事業</b>  <b>(P64)</b></p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>放課後児童クラブの開所時間について</b></p> <p>市は、平成25年9月に放課後児童クラブについてのアンケートを実施し、その結果及び厚生労働省が示す「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、対象年次の引き上げや土曜日並びに長期休暇中の開所時間を延長し、対応を進めている。</p> <p>保育所やこども園の利用児童数が近似している他市や山口県内の他市の開所時間は以下のとおりである。</p> <p>(表・略)</p> <p>山陽小野田市や防府市と比べると、市の開所時間は長く設定されている。また、岩国市や宇部市とは同水準であり、一定の水準が確保されていると言える。</p> <p>一方、秋田市や柏市、豊中市等においては、開所時間が市よりも長く設定されており、また、秋田市や宇部市では施設ごとに開所時間を設定するなど、利用状況やニーズに柔軟に対応していると考えられる。</p> <p>保護者にとって、より利用しやすい事業とするために、アンケート等により利用者のニーズを隨時把握とともに、他市の状況も参考にしながら、各施設の開所時間について継続的に検討を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>③</p>	<p><b>(こども家庭課)</b></p> <p>下関市子ども・子育て支援事業計画は、計画期間が平成31年度までとなっており、次の5年間の計画を策定するため、平成30年度に平成25年度と同様のアンケートを実施する予定です。</p> <p>そのアンケート結果を踏まえて、再度開所時間の検討を行う予定にしています。</p>
---	--	----------	--

<p><b>個別事項7:</b> 児童生徒就学 援助事業 (P73)</p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>就学援助(給食費)の実施報告の効率化について</b></p> <p>小学校及び中学校から「就学援助(給食費)実施報告書」の作成、提出を市は受け、それをもとに電卓により、給食回数に単価を乗じ金額を算定しているが、表計算ソフトなどを利用し、算定を自動計算にすることにより業務の効率化が図られると考えられるため、継続的な検討が望まれる。</p>	<p>⑥</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>提出される就学援助(給食費)実施報告書には、学校事務の業務簡素化のため、給食回数のみ記入するようになっています。市で支給処理を行う際、支給漏れや誤りがないように就学援助システムと実施報告書の内容を突合させることを目的に、支給金額を事前に電卓で算定しているものです。就学援助システムの入力により、支給金額が自動計算されることから、表計算ソフトなどの算定は不要と考えます。</p>
<p><b>個別事項8:</b> 児童手当給付 事業 (P92)</p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>児童手当給付申請(認定請求)方法について</b></p> <p>市は、児童手当給付申請及び現況届の申請は窓口で行うことを市のホームページ上で広報している。郵送による申請についても受付けてはいるが、積極的な勧奨は行っていない。これは、窓口にて書類の審査を実施する必要があり、審査により記載内容に変更が生じる可能性や、誤りが判明する可能性が多いためであり、また、児童手当給付申請については、出生届等の他の手続と同時に実施するため、郵送などによる手續を勧奨する必要はないとのことである。</p> <p>近年共稼ぎ世帯が増加している中で、手續を行うため市役所の窓口まで来ることは、市民にとって負担になると考えられる。また、宇都市においては現況届、金融機関変更届、氏名住所変更届については電子申請サービスでの申請が可能となっている。</p> <p>記載内容や情報に誤りが多く発生する箇所について</p>	<p>③</p>	<p>(こども家庭課)</p> <p>現在、マイナンバーを活用した市の事業として、児童手当等の子育て支援サービスの申請を電子申請で行うことができるようするマイナポータル(子育てワンストップサービス)の事業が進められています。</p> <p>本市においても、マイナンバーの普及、市民が電子申請しやすい環境等の条件が整えば、マイナポータルによる電子申請の導入を検討したいと考えています。</p>

	<p>は、記載例等をホームページに掲載するなどの方法で、申請書の不備発生リスクを軽減することが可能であり、郵送や電子申請等による申請が可能となることで窓口混雑も緩和されることになる。</p> <p>そのため、窓口での申請以外の方法についてもホームページで周知し利便性を高めることを検討していくことが望ましい。</p>		
<b>個別事項9: 児童扶養手当 給付事務 (P95)</b>	<p><b>意見</b></p> <p><b>過払金の回収方法について</b></p> <p>市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。</p>	②	<p>(こども家庭課)</p> <p>平成29年4月に、児童扶養手当等の業務の軽減等を図るため、新しい児童福祉総合システムを導入しました。</p> <p>今後、このシステムでの処理が軌道に乗り、業務の軽減が図れれば、電話や戸別訪問等による債権回収に、今まで以上に力を入れて取り組みたいと考えています。</p>
<b>個別事項 10: ひとり親家庭等 医療費助成事 業事業 (P109)</b>	<p><b>意見</b></p> <p><b>過払金の回収方法について</b></p> <p>市では、過払金の回収を促進するため分割納付による回収も認めているが、回収以上に発生が増加しているため収入未済額は増加の傾向にある。債権の滞納は長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後に速やかに納付がなされていない場合には、戸別訪問などを行い、可及的速やかに回収することが望ましく、収入未済額の回収方法について検討する必要がある。</p>	②	<p>(こども家庭課)</p> <p>平成29年4月に、福祉医療等の業務の軽減等を図るため、新しい児童福祉総合システムを導入しました。</p> <p>今後、このシステムでの処理が軌道に乗り、業務の軽減が図れれば、電話や戸別訪問等による債権回収に、今まで以上に力を入れて取り組みたいと考えています。</p>

<p><b>個別事項 11:</b>  <b>母子父子寡婦</b>  <b>福祉資金貸付</b>  <b>事業</b>  <b>(P112)</b></p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>債権管理、滞納整理方法について</b></p> <p>市では収入未済額の回収を促進するため分割納付による回収も認めており、収入未済額は減少の傾向にはあるが、平成 27 年度末時点で 84,497 千円と多額である。債権は滞納が長期化するにつれ回収が難しくなることから、督促状の郵送後、速やかに納付がなされていない場合には、電話による督促や戸別訪問などを行い、可及的速やかに回収することが望ましい。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付は、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としたものであるため、債権の回収には一定の配慮が必要であると考えるが、当該事業は貸付という方法で行っているため、債権の回収を適正に図らなければならない側面もある。</p> <p>このことから、本人又は家族の病気や障害など、返済が困難となるやむを得ない事情がある場合には、償還の猶予や免除等の検討を行い、一方、返済可能な状態にありながら返済しない場合、返済する努力をしようとしている場合などで、長期間に亘り返済が滞っている債権回収の外部委託等を行うなど、債務者の実情に合わせた債権管理、滞納整理方法について、市として検討する必要がある。</p> <p>なお、平成 26 年度包括外部監査においても回収状況に関する意見があり、市においても対策を進めている。現在、母子父子寡婦福祉資金貸付業務も含めた児童福祉</p>	<p>②</p>	<p><b>(こども家庭課)</b></p> <p>平成29年4月に、母子父子福祉資金貸付等の業務の軽減等を図るため、新しい児童福祉総合システムを導入しました。</p> <p>今後、このシステムでの処理が軌道に乗り、業務の軽減が図られれば、電話や戸別訪問等による債権回収に、今まで以上に力を入れて取り組みたいと考えています。</p> <p>また、このシステムを使って、滞納者データの管理機能を高めことができれば、目を向けるべき債権を絞り込み、債権の選択と集中を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、やむを得ない事情により、返済が困難となる場合は、対象者の状況を踏まえた償還計画による納付を求めていきます。</p>
--	--	----------	---

	総合システムの構築を行っており、平成 29 年4月から稼動予定で、滞納者データの管理機能を高め、児童手当、児童扶養手当等の業務とも連携可能とする見込みである。		
個別事項 13: 下関市立保育 祖及びこども園 給食調理業務 (P131)	<p><b>意見</b></p> <p><b>1食あたりの単価について</b></p> <p>下関市立保育所及びこども園給食調理業務に関しては、複数の業者と委託契約を締結しており、契約の種類も随意契約、条件付公募型プロポーザル方式による随意契約、条件付き一般競争入札と複数の方法で行われている。</p> <p>当該業務における各保育園又はこども園における給食提供数等は、以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>上図表のとおり、1食当たりの単価は 246 円から 550 円と様々である。各保育園・こども園における園児の発達段階や健康状態、園児数や職員数による必要食数など、それぞれ条件が異なることから、各園によって1食当たりの単価に一定の幅が生じることは当然のことと認識されるが、各園で提供される給食の安全面、衛生面、栄養面等における質の公平性が担保されているかどうかについては継続的に検討することが望ましい。</p>	④	<p>(こども育成課)</p> <p>各園で提供される給食の安全面、衛生面、栄養面等における質の公平性のうち、安全面、衛生面については、大量調理施設衛生マニュアル、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)に準じて作成した給食調理業務仕様書に明記しているところであり、栄養面については、市と委託業者で組織する給食調理委員会で協議し、決定した献立とともに、市が提供する食材を使って調理することで公平性を担保しています。</p> <p>今後も園で提供する給食については、委託の有無に関わらず、引き続き安全面、衛生面、栄養面等における質の公平性を確保していくこととしています。</p>
個別事項 14: 放課後子供教 室運営業務 (P139)	<p><b>意見</b></p> <p><b>収支精算書について</b></p>	①	<p>(生涯学習課)</p> <p>指摘のありました収支精算書について、委託先に説明し、</p>

	<p>業務成果検査を行うに際し、市は委託先より収支精算書の提出を受けています。収支精算書は歳入及び歳出のそれぞれの合計額並びにその内訳を記載した書類であるが、歳入の合計額と歳出の合計額が一致していない収支精算書がある。収支精算書は歳入の合計額と歳出の合計額を一致させることによって、歳入及び歳出の内容を適切に把握するものであるため、業務成果検査を適切に行うためには、歳入の合計額と歳出の合計額を一致させるよう委託先への指導を行う必要があると考えられる。</p>		<p>歳入の合計額と歳出の合計額を一致させるよう指導を行いました。</p> <p>また、委託先を対象として実施した事業説明会において、収支精算書について適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行います。</p>
個別事項 15: 病児保育事業 (P146)	<p><b>意見</b></p> <p><b>病児・病後児保育方法のありかたについて</b></p> <p>就労環境の変化により共稼ぎ世帯が増加し、また、核家族で構成されるため祖父、祖母に児童を預けることが難しい場合もあり、病児・病後児保育施設のニーズが年々高まっている。</p> <p>市では、平成31年度までに新たに1箇所の病児・病後児保育施設を開設できるように、医療機関等に働きかけを行うことを「For Kids」プラン2015において示している。</p> <p>施設を新たに設け利用者の利便性を高めることも有用であるが、他の市が実施している事業として、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対して利用料の一部を助成する「訪問型病児・病後児保育利用助成制度」(埼玉県川口市)、保育士または看護師の資格を有する保育者が病児・病後児童がいる家庭に訪問し保育を行う「訪問型病児保育モデル事業」(大阪市の一地域)、及び賛助</p>	④	<p>(こども家庭課)</p> <p>保育士又は看護師等による訪問型の病児保育について、市民の幅広いニーズに対応できるものと考えますが、利用人数が限られることもあり、隣接の医療機関に医師が常駐する現状の病児保育の体制の方が、利便性も高く、安心して利用いただけだと考えています。</p> <p>また、ファミリーサポートセンター事業における病児保育については、会員はボランティア会員であり、対応可能な提供会員を常に確保することは困難です。</p> <p>以上の理由から、病児保育は、今後も、現状の方法で実施したいと考えています。</p>

	<p>会員同士で援助活動を行う「こども緊急サポートネットワーク」(札幌市)などがあり、施設型以外の方法で病児・病後児保育を検討することも必要であると考える。</p> <p>市では「ファミリーサポートセンター事業」が運用されており、登録している会員間で相互援助が行なわれているが、病児保育は実施されていない。これは、病児保育には医療や保育の専門的知識が必要となり、現行の会員はボランティア会員であり、医療や保育の専門的知識を有していないことがある。</p> <p>札幌市で実施されている「こども緊急サポートネットワーク」では、提供会員は登録後に研修を受講する必要があるが、保育士資格などの条件はない。</p> <p>対象となる病児・病後児の範囲は制限されると思われるが、就労している父母の緊急サポート事業として機能することは有用であり、試験的に運用するなど、今後の病児・病後児保育の方針を策定する上で検討することが望ましい。</p>		
個別事項 17: 民間保育所保 育料納付推進 事業 (P174)	<p><b>意見</b></p> <p><b>委託料の算出方法について</b></p> <p>委託料の月額は、委託契約書別表1において定められた方法により算出される(以下、委託契約書別表1より抜粋)。</p> <p>1 委託料は、毎月算定するものとし、次の表の歩合額の単価に市が毎月指定し受託者が実際に行った収納件数を乗じて得た額に基本額を加算した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。</p>	<p>(こども育成課)</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立の特定教育・保育施設については、公定価格を基に算定した保育費用から利用者負担額を控除した額を施設型給付費として、市から施設に支弁することとされており、利用者負担(保育料)については、各施設が保護者から直接徴収することとなっておりますが、私立保育所については、当分の間、市が保育料を徴収し、施設に対しては、保育費用の全額を委託料として支弁することとなっているところです。(子ども・子育て</p>	

	<p>(表:略)</p> <p>2 基本額は、均等割の単価と平成27年4月1日現在の定員の数に定員1人当たりの単価を乗じた額の合計とする。</p> <p>(後略)</p> <p>なお、民間保育所保育料納付推進事業実施要綱(平成17年2月13日制定)別表においても上記と同様の算出方法が定められている。</p> <p>当該委託契約に関して、平成27年度における各民間保育園における未納件数、収納件数及び収納率は以下のとおりである。</p> <p>(表:略)</p> <p>上表のとおり、収納率が0%～100%と委託先間で大きな乖離が生じている。また、現在の委託料算出方法においては、基本額部分があり、収納件数がゼロの委託先に対しても委託料が発生する仕組みとなっている。</p> <p>委託先に対して当該業務の実施状況の確認を行い、未納件数の多寡や収納率の程度に応じて、必要な指示・監督等を継続的に行うとともに、委託料の算出方法変更の要否を検討することが望ましい。</p>	<p>支援法附則第6条)</p> <p>現在、保護者への保育料の納付依頼は各施設を通じて行っておりますが、滞納者に納付を促すだけでなく、滞納そのものが発生しないよう、日常的な働きかけを行う必要があるため、私立保育所に対しましては、民間保育所保育料納付推進事業の委託料に基本額部分を設け、その推進を図っているところです。</p> <p>これらについては、その効果を単純に数値で表せない部分もありますが、施設によって収納率に開きが出ているのも事実ですので、今後も必要な指示・監督等を継続的に行うとともに、委託料については、より効果的かつ適切なものとなるよう、算出方法の検討を行ってまいります。</p>
--	--	--

<p><b>個別事項 18:</b> 私立保育所施設型給付費委託(保育の実施に係る委託業務) (P181)</p>	<p><b>指摘</b></p> <p><b>計上科目について</b></p> <p>平成 27 年度歳入歳出決算調書(歳出)に計上されている委託料金額と上記 29 の保育園との契約額及び管外の保育所との契約額を集計した金額との間に以下のとおり差異が生じていた。</p> <p>(表:略)</p> <p>当該差異は、管外の保育所との委託契約のうち、1つの契約に係る支出が委託料からではなく、負担金補助及び交付金から支出されていることによるものである。</p> <p>歳出の内訳を適切に把握・管理するため、取引形態に応じて正確な科目で処理する必要がある。</p>	<p>①</p>	<p>(こども育成課) 取引形態に応じた正確な科目で処理しました。</p>
<p><b>個別事項 19:</b> 私立幼稚園・こども園施設型給付費負担金 (P183)</p>	<p><b>指摘</b></p> <p><b>計上科目について</b></p> <p>前述①私立保育所施設型給付費委託における指摘事項「計上科目について」参照。</p>		
<p><b>個別事項 20:</b> 小・中学校電気工作物点検業務 (P188)</p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約業者の選定方法について</b></p> <p>市は、小・中学校電気工作物点検業務について、随意契約により契約業者と契約している。</p> <p>随意契約を採用した理由として、「学校施設は災害発生時には避難場所としての機能を十分に果たすことが求められていること」、「下関市を営業エリアとし緊急時や勤</p>	<p>①</p>	<p>(学校支援課) 平成29年度5月分より、今回の包括外部監査の意見を参考に、再考した結果、条件付き一般競争入札で実施しました。</p>

	<p>務時間外においても早急に対応できる体制を整えておく必要があること」を挙げている。確かに、当該業務は小中学校で実施されるもので、いつ避難場所となっても良いように平時から点検の実施が必要で、事故が発生した場合や、発生するおそれがある場合には、応急措置の指導をするなど、高い専門性と早急に対応できる体制が必要となる。しかし、上記の条件を満たし、過去の実績等から業務の実施に関して十分な信頼性を持つと判断できる業者が、契約相手先以外に下関市内にあるのであれば、少なくとも指名競争入札とすることも可能であったと考えられる。</p> <p>そのため、当該業務について、少なくとも指名競争入札とできる可能性がないかどうかの検討も含め、随意契約とすることの妥当性について再考することが望ましいと考える。</p>		
	<p><b>指摘</b></p> <p><b>随意契約チェックリスト(業務委託)について</b></p> <p>平成24年3月22日付(下)契第271号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行官と共に回議することとされているが、上記契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。</p> <p>業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所</p>	①	(学校支援課) 平成29年4月、一月分については、随意契約を実施し、随意契約チェックリストを作成しましたが、平成29年5月分より条件付き一般競争入札で実施したため、チェックリストは作成していません。

	<p>室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。</p> <p>法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。</p>		
<b>個別事項 21: 小・中学校・旧 幼稚園消防設 備等点検業務 (P189)</b>	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約業者の選定方法について</b></p> <p>市は、小・中学校・旧幼稚園消防設備等点検業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。</p> <p>指名競争入札を採用した理由として、「登録業者のうち、本社、支社又は営業所が市内にある業者であること」、「消防用設備等点検に関する業務の実績があること」、及び「緊急時に即対応できる業者である必要があること」を挙げているが、この理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと考えられる。</p> <p>指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。</p>	①	<p>(学校支援課)</p> <p>平成29年度からは、条件付き一般競争入札で実施します。</p>
<b>個別事項 22: し尿浄化槽維 持管理業務</b>	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約業者の選定方法について</b></p>	①	<p>(学校支援課)</p> <p>平成29年度より、下記の理由により指名競争入札を実施</p>

(P192)	<p>市は、し尿浄化槽維持管理業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。</p> <p>指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この理由のみでは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能と考えられる。</p> <p>し尿浄化槽の維持管理は、清掃と、それにより抜き取った一般廃棄物たる浄化槽汚泥の収集運搬及び保守点検を行うものであるが、このうち、一般廃棄物の処理については、平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」で明らかなように、市に統括的責任があることから、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、市は業の許可の適正な運用を行うとともに、市が排出する一般廃棄物の収集運搬及びこれと密接に関連する清掃等の業務の委託について、「下関市浄化槽維持管理業務共同企業体取扱要綱」を定め、これに基づき、所要の許可等を有し、これらの業務をすべて適正に実施することができる複数の事業者の間で結成された共同企業体により、し尿浄化槽維持管理業務委託を行うこととしている。</p> <p>したがって、これらの趣旨を踏まえると、指名競争入札とした理由として、「この業務は専門の技術を要し、一般競争入札に適さないため」のみでは不十分であり、地方自治法施行令第167条第1号に基づき、個別具体的に記載すべきと考えられる。</p>	<p>しました。</p> <p>「この業務は、専門の技術を要するとともに、単独の業者に委託させることに比べて、より安定した業務の実施が可能である等浄化槽の維持管理(保守点検及び清掃)業務を2以上の保守点検業と清掃業を兼ねる者に共同して行わせることが適当な業務であるため、環境部長より3つの共同企業体が適格と認められている。このことから、地方自治法施行令第167条第2号の規定に基づき指名競争入札といたします。」</p>
--------	--	---

	<p><b>指摘</b></p> <p><b>随意契約チェックリスト(業務委託)について</b></p> <p>平成 24 年 3 月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することされているが、上記契約については、指名競争入札チェックリストが作成されていなかった。</p> <p>業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てることにある。</p> <p>法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って指名競争入札チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。</p>	<p>①</p> <p>(学校支援課)</p> <p>平成 29 年度実施分より、指名競争入札チェックシートを作成しています。</p>
<p><b>個別事項 23: 機械警備業務 (P194)</b></p>	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約単位の設定について</b></p> <p>機械警備業務の委託契約は、上記菊川・豊田・豊北教育支所管内小学校の機械警備業務委託のほか各小・中学校単位で行われている。これは、地元中小企業等も入札可能となるよう契約単位を小さくしているものと伺ってい</p>	<p>②</p> <p>(学校支援課)</p> <p>機械警備業務については、長期継続契約を採用しており、現在 5 年間の契約期間にて契約しています。各小・中学校毎に委託契約しており、契約時期が異なるため、各年度の契約件数に違いはありますが、平成 30 年度以降、複数の</p>

	<p>るが、結果として委託先は限定的となっている。</p> <p>平成 27 年度における機械警備業務の契約数は 50 を超えており、いずれも契約内容は同様であるが、契約毎に手続を行う必要があるため、業務の効率性が損なわれているおそれがある。また、契約単位を見直すことにより、委託料の縮減につながる可能性もあると考えられる。</p> <p>したがって、業務の効率化及び経済性の観点から、地元中小企業等の過去の入札実績等を勘案し、複数の契約をひとつにまとめるなど、契約単位の見直しを行うことが望ましいと考える。</p>		<p>契約をまとめるなどの業務内容の見直しによる経費の削減及び業務の効率化が実施可能かを検討し、適切な対応します。</p>
個別事項 24: 川中中学校エ レベーター保守 点検業務 (P196)	<p><b>指摘</b></p> <p><b>随意契約チェックリスト(業務委託)について</b></p> <p>平成 24 年 3 月 22 日付(下)契第 271 号下関市業務委託入札契約事務審査委員会委員長通知「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進について」において、業務委託を行う場合で、契約方法が指名競争入札又は随意契約のときは該当するチェックリストにて契約方法の確認を行い、結果を執行伺と共に回議することとされているが、上記契約については、随意契約チェックリストが作成されていなかった。</p> <p>業務委託に係るチェックシートの策定の趣旨は、各課所室において、随意契約や指名競争入札を行う際、過去の慣習等にとらわれることなく、法令に照らし適切に契約</p>	①	<p>(学校支援課)</p> <p>平成 29 年度実施分より、随意契約チェックシートを作成しています。</p>

	<p>事務を行おうとしているかをチェックすることにより、契約方法の適切化に役立てるにある。</p> <p>法令に従い適正な契約事務を執行するため、該当する場合には、上記通知に従って随意契約チェックリストにて契約方法の確認を行う必要がある。</p>		
個別事項 25: 川中中学校校舎環境衛生管理業務 (P197)	<p><b>意見</b></p> <p><b>委託業者の選定方法について</b></p> <p>市は、川中中学校校舎環境衛生管理業務について、指名競争入札により契約業者を選定している。</p> <p>指名競争入札を採用した理由として、「専門の技術を要すること」を挙げているが、この理由からは指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札とすることも可能であったと考えられる。</p> <p>指名競争入札は、指名業者の選定に当たり、発注者の恣意性が介入するおそれがあることなどから、可能な限り一般競争入札とする必要があり、指名競争入札とすべきかどうか再考する必要があると考えられる。</p>	②	<p>(学校支援課)</p> <p>平成29年度においては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められた業務を行うとともに、建築物環境衛生管理技術者の選任を行う等、専門的な知識を要する理由により、指名競争入札としましたが、平成30年度からは、条件付き一般競争入札とする予定です。</p>
	<p><b>意見</b></p> <p><b>予定価格の算定について</b></p> <p>当該委託業務に関する予定価格は、前年度に当該業務を受託した業者1社から見積書を入手し、当該見積金額にその他費用を加味することで算定されている。実際の入札者の中には、見積書を市に提示した業者も含まれているため、見積書を発行した業者が落札する可能性が</p>	②	<p>(学校支援課)</p> <p>平成30年度実施分より、複数業者からの見積書を入手したい。</p>

	<p>高くなっている。</p> <p>下関市契約規則には、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。具体的な算定方法についての定めはないが、予定価格の算出は、競争の公正性を確保するために重要な意義を有するものであるため、複数業者より見積書を入手する等予定価格の算定について検討することが望ましいと考える。</p>		
<b>個別事項 26: 豊北中学校エ レベーター保守 点検業務 (P199)</b>	<p><b>意見</b></p> <p><b>契約形態の検討について</b></p> <p>エレベーターの保守点検業務の契約には、POG（パツ・オイル・グリース）契約とフルメンテナンス契約がある。POG 契約は定期的な点検、注油、少額の消耗品の補充・交換を行うものであり、フルメンテナンス契約は POG 契約に加え、計画的に機械部品、電気部品の交換を行い機能の維持を最大限達成する契約である。いずれの契約を選択するかは、エレベーターの経年劣化の状況、利用頻度、緊急度などを考慮して決定する必要があると考えられるが、市においては安全性と経済性の両面から検討を加えた結果、安全性を優先的に考慮し、フルメンテナンス契約により保守点検業務を委託している。</p> <p>エレベーターの保守点検業務の契約の選択について、市は POG 契約とフルメンテナンス契約のそれぞれのメリット・デメリットを検証しメンテナンスの採</p>	②	<p>(学校支援課)</p> <p>現在、豊北中学校には平成 18 年度供用開始のエレベータが 2 基設置されており、約 11 年が経過しています。</p> <p>平成 29 年 1 月 12 日（下）管第 1671 号で総務部長より通知された「エレベータ保守点検手法について」の指針においても、POG 契約を採用するものから除外できるものとして、「設置開始から 10 年以上経過しているエレベータ」が挙がっています。</p> <p>このことを踏まえ、検討した結果、「豊北中学校エレベータ保守点検業務」は、引き続きフルメンテナンス契約にて実施する予定です。</p>

	<p>用基準を設け、各施設所管課が適切な保守管理方法を選択できるよう、平成 29 年 1 月 12 日に「エレベーター保守点検手法について」((下) 管第 1671 号総務部長通知) が通知され、当該通知の「エレベーター保守点検手法の選択における指針」において、費用削減の面から可能な限り POG 契約が推奨されている。</p> <p>したがって、今後、エレベーターの保守点検業務の契約を締結するに当たっては、当該通知の趣旨を鑑み、POG 契約とフルメンテナンス契約の選択検討を慎重に行うことが望まれる。</p>		
個別事項 27: 耐震補強事業 (P207)	<p><b>意見</b></p> <p><b>学校給食施設の耐震化について</b></p> <p>市は、耐震化に優先して取り組んでいるが、以下とのおり耐震診断未了の建物、及び耐震診断は実施しているが耐震補強工事未完了の建物も存在している。</p> <p>(表 : 略)</p> <p>「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画(平成 27 年 8 月)」(以下、本意見において「基本計画」という)における統廃合対象校については、耐震性の指標とする I s 値が 0.7 未満であり、また、給食室については、耐震診断未了となっている。</p> <p>基本計画による統廃合対象校は統合が進められるため、耐震補強工事の対象外とされている。また、給食室については、現在学校給食施設の再編整備が検討されていることから、耐震診断が行われていない。なお、これらの計画において、対象棟が存続するよう計</p>	③	<p>(学校支援課)</p> <p>共同調理場整備による給食室の再編成により、存続が決定した学校の給食室について、耐震化を行う必要があります。</p> <p>給食室を耐震化するためには、耐震補強工事中に給食を調理することが困難であり、同時に給食室の老朽化対策と現在、給食室に求められている衛生基準を満たすことが求められ、給食室の建替えが必要になる場合もあります。</p> <p>これらを考慮し、早期に給食室の再編成を実現できるよう検討しています。</p>

	<p>画が変更された場合は、耐震診断や耐震補強工事を行うこととしている。</p> <p>しかし、統廃合計画や再編整備計画があるため耐震化が未了という現状においても、上記建物を児童・生徒が使用する可能性があり、その安全性が懸念される。</p> <p>耐震補強工事未完了の統廃合対象校については、基本計画に従い統廃合を進め、学校給食施設の再編整備については、再編整備の検討主体である教育部学校保健給食課と学校の用地・校舎・附帯施設の維持管理を担当する学校支援課双方で確認しながら早期に方針決定を目指すとともに、児童・生徒の使用可能性等を勘案し、安全性の観点から早期に耐震診断を行い、耐震補強工事の要否について再度検討することが必要と考える。</p>	
--	--	--